

平成29年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策・ジビエ振興室

1 鳥獣保護区等の指定計画一覧

第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年4月1日から平成34年3月31日）に基づき、以下のとおりとする。

名称	所在地	区分 ※	面積 (ha)	指定期間	備考
万古川	飯田市	鳥獣保護区特別保護地区	80	H29. 11. 1～H39. 10. 31	再指定
姫川源流	白馬村	鳥獣保護区特別保護地区	15	H29. 11. 1～H39. 10. 31	再指定
黒沢山林	安曇野市	狩猟鳥獣捕獲禁止区域	288	H29. 11. 1～H39. 10. 31	新規
有明	安曇野市	狩猟鳥獣捕獲禁止区域	994	H29. 11. 1～H39. 10. 31	再指定

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

2 万古川鳥獣保護区特別保護地区再指定の趣旨

万古川鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域を「森林鳥獣生息地の特別保護地区」として指定するものとしている。

平成29年10月31日に、指定期間が終わる区域についての再指定（10年間）。

3 姫川源流鳥獣保護区特別保護地区の再指定の趣旨

姫川源流鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「身近な鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するものとしている。

平成29年10月31日に、指定期間が終わる区域についての再指定（10年間）。

4 黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定の趣旨

農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その鳥獣だけを捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に変更することができる。

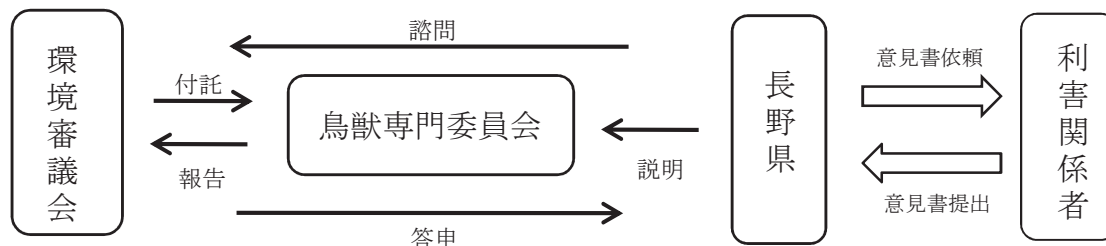
ニホンジカやイノシシの被害が深刻な黒沢山林鳥獣保護区（平成29年10月31日指定期間満了）について、狩猟鳥獣捕獲禁止区域としての新規指定（10年間）。

5 有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定の趣旨

有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域について、イノシシ、ニホンジカに対する狩猟による捕獲圧により、個体数の増加を抑制し、農林業被害を抑制するため、平成29年10月31日に指定期間が終わる区域についての再指定（10年間）。

6 スケジュール等

（1）計画策定の流れ



(2) 指定計画策定のスケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会		● 諮問				● 答申		
鳥獣専門委員会※				● 現地検討				
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシ等の捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾等の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

平成29年度鳥獣保護区等指定計画位置図

